第九十八条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「改正後厚生年金保険法第四十三条第三項」を「厚生年金保険法第四十三条第二項若しくは第三項」に改める。

第百条中「、改正後厚生年金保険法附則第九条の三第二項」を「並びに第九条の三第二項」に、「、平成六年改正法附則第十八条第三項並びに改正後平成六年改正法附則第二十条の二第三項」を「並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第二十条の二第三項」に、「改正後厚生年金保険法附則第十六条並びに改正後平成六年改正法」を「厚生年金保険法附則第十六条並びに平成六年改正法」に改める。

第百四条中「改正後厚生年金保険法による」を「厚生年金保険法による」に、「、改正後厚生年金保険法」及び「、厚生年金保険法」を「、同法」に改める。

第百五条中「改正後厚生年金保険法による」を「厚生年金保険法による」に、「、改正後厚生年金保険法」を「、同法」に、「改正後厚生年令第六条の三並びに厚生年金保険法施行令」を「厚生年金保険法施行令第六条の三及び」に、「は、厚生年金保険法」を「は、同法」に、「、改正後厚年令」及び「、厚生年金保険法施行令」を「、同令」に改める。

**第三十五条**　平成二十七年厚生年金経過措置政令の一部を次のように改正する。

第八十三条の二中「改正後厚生年金保険法第七十八条の二十八」を「同法第七十八条の二十八第一項」に改める。

第九十条第七項及び第九十八条第七項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。）」を加える。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

**第三十六条**　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、第九十二条第一項及び第二項」を削り、「別表の規定」の下に「並びに厚生年金保険法第九十二条第一項から第三項までの規定」を加え、「改正後厚生年金保険法の」を削り、同項の表第四十三条の二第一項の項中「第四十三条の二第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項」に改め、同表第四十三条の二第二項第一号の項中「第四十三条の二第一項第一号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項第一号」に改め、同表第四十三条の二第二項第二号の項中「第四十三条の二第二項第二号」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第二号」に改め、同表第四十三条の二第三項の項中「第四十三条の二第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の二第三項」に改め、同表第四十三条の三第一項の項中「第四十三条の三第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の三第一項」に改め、同表第四十三条の四第三項及び第四十三条の五第三項の項中「第四十三条の四第三項」を「改正後厚生年金保険法第四十三条の四第三項」に改め、同表第四十六条第一項の項中「第四十六条第一項」を「改正後厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同表第四十六条第五項の項中「第四十六条第五項」を「改正後厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、同表第五十四条第二項の項中「第五十四条第二項」を「改正後厚生年金保険法第五十四条第二項」に改め、同表第五十四条第二項ただし書の項中「第五十四条第二項ただし書」を「改正後厚生年金保険法第五十四条第二項ただし書」に改め、同表第五十九条第二項の項中「第五十九条第二項」を「改正後厚生年金保険法第五十九条第二項」に改め、同表第六十条第二項の項中「第六十条第二項」を「改正後厚生年金保険法第六十条第二項」に改め、同表第六十一条第一項の項中「第六十一条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十一条第一項」に改め、同表第六十五条の二の項中「第六十五条の二」を「改正後厚生年金保険法第六十五条の二」に改め、同表第六十六条第一項の項中「第六十六条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十六条第一項」に改め、同表第六十六条第二項の項中「第六十六条第二項」を「改正後厚生年金保険法第六十六条第二項」に改め、同表第六十七条第一項及び第六十八条の項中「第六十七条第一項」を「改正後厚生年金保険法第六十七条第一項」に改め、同表第九十二条第一項の項中「第九十二条第一項」を「厚生年金保険法第九十二条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 厚生年金保険法第九十二条第二項 | 保険料その他この法律 | なお効力を有する改正前国共済法の規定による掛金その他なお効力を有する改正前国共済法 |
| | 保険給付 | 改正前国共済法による職域加算額 |

第十二条第一項の表第九十二条第二項の項中「第九十二条第二項」を「厚生年金保険法第九十二条第三項」に改め、同表第百条の二第一項の項中「第百条の二第一項」を「改正後厚生年金保険法第百条の二第一項」に改め、同表附則第十七条の四第五項の項中「附則第十七条の四第五項」を「改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第五項」に改める。

第十五条第一項の表なお効力を有する改正前国共済法第四十六条第二項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| なお効力を有する改正前国共済法第四十九条ただし書 | 年金である給付 | 年金である給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るものに限る。） |

第十五条第二項の表なお効力を有する改正前国共済令第十一条の七の二第一号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第一号 | 第四十三条第三項 | 第四十三条第二項及び第三項 |

第十五条第二項の表なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第三号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| なお効力を有する改正前国共済令第十一条の八の十五第四号 | 廃止前農林共済法第三十七条第三項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止するなどの法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項及び第三項 |

第十八条第一項中「第九十二条第一項並びに」を削り、「別表の規定」の下に「、厚生年金保険法第九十二条第一項及び第二項の規定」を加え、同項の表改正後厚生年金保険法第九十二条第一項の項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「保険給付の」を「保険給付の支給」に、「規定する給付の」を「規定する給付の支給」に、「第三十六条第三項本文」を「なお効力を有する改本文」に改める。